

アゼリー江戸川運営規程
（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所）

（事業の目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人江寿会が開設するアゼリー江戸川（以下、「センター」という。）が行う指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとにおくべき従事者（以下「従事者」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、その利用者の心身の状況に応じた、適正な認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 センターの事業者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市区町村及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 アゼリー江戸川
- 2 所在地 東京都本一色2丁目13番25号 アゼリー江戸川1階

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 センターに勤務する職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。各職員の員数は下記のとおりとする。

1 管理者

管理者は、センター事業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 従事者 生活相談員 1 名以上(1 単位 1 名以上)

介護職員 2 名以上(1 単位 2 名以上)

機能訓練指導員 1 名以上

看護職員 1 名以上

・生活相談員は、認知症対応型通所介護の利用申込にかかる調整、介護計画の作成等を行う。また利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

・介護職員、看護職員（併設特別養護老人ホーム兼務）は利用者の日々の状況を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

・機能訓練指導員は、利用者の機能の減衰を防止するための機能訓練を行う。

3 調理員（委託） 調理員は、献立に基づき、給食を調理し配膳を行う。

4 事務職員等 事務職員等は、通所介護従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- 2 休業日 日曜、12月31日から1月3日までとする。
- 3 営業時間午前8時30分から午後5時30分まで

(利用定員)

第6条 事業所の1日の利用定員は次のとおりとする。

- 1 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護 12人×1 単位

(指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の内容は、指定居宅支援事業者または、利用者本人が作成した居宅サービス計画に基づいてサービスを行なうものとする。ただし、緊急を要する場合にあたっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選択したサービスを提供 する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア)排泄介助 イ)移動、移乗の介助 ウ)その他必要な身体介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア)衣類の着脱 イ)身体の清拭、整髪、洗身 ウ)その他必要な入浴介助

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

ア)食事に準備、配膳下膳の介助 イ)食事摂取の介助 ウ)その他必要な食事介助

4 機能訓練に関すること

体力や機能訓練の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

5 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自身の回復や情緒安定を図る。

ア)レクリエーション イ)音楽活動 ウ)制作活動 エ)行事的活動 オ)体操 カ)養護

6 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

ア)移動、移乗動作の介助 イ)送迎

7 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う

ア) 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言

イ) 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言

ウ) 自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言

エ) その他住宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、各々おかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由がなく指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒まない。ただし通常の実施地域等を勧告し、利用希望者に対して認知症対応型通所介護の提供が困難と認められた場合、当該利用者にかかる指定居宅支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画等の作成)

第9条 指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握をふまえて、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった認知症対応型通所介護計画を作成する。

- 2 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護計画を作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供をするとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載について)

第10条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護従事者は介護サービスを提供した際には、その提供日・内容、当該指定認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護について、介護保険第42条の2第6項または第54条の2第6項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記録する。

(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第11条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生省が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の1割(一定以上所得者の場合は2割又は3割)とする。

- 2 第12条の通常の事業施設域を越えて認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合の利用料、食材費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

※重要事項説明書に記載の金額をいただく

- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の利用者は、当センターの定める期日に別途契約書で指定する方法により収納することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、江戸川区とする。

（契約の作成）

第13条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供を開始するにあたって、本規定に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の裏面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第14条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護従事者は、介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 当該認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する計画をたて、非常災害その他緊急の事態に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（非常災害対策）

第15条 指定通所介護事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し、避難訓練を次の通りに行うとともに必要な設備を備える。

防火管理者責任者 責任者又は法人に示されたもの

防災訓練 年2回

避難訓練 年2回

通報訓練 年2回

垂直避難訓練 年1回

（虐待の防止のための措置）

第16条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに区市町村へ報告し、防止策を講じる。

- 2 虐待防止管理責任者は、事業所の管理者とする。
- 3 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会を毎月開催し、虐待防止のための計画策定、虐待発生後の検証と再発防止策の検討等を行うとともに、その内容については従業者に周知徹底する。
- 4 従業者に対し、虐待防止のための研修を年2回以上は開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- 5 苦情解決体制を整備する。
- 6 利用者の虐待の防止、虐待を受けた利用者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による利用者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。

（身体拘束の禁止）

第17条 事業所は、通所介護介護等サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施する。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第18条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、毎月開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。また、その結果について、従業者へ周知徹底を図る。
- 二 事業所内の衛生管理、感染対策、感染症発生時の対応等を規定した感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所は従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年2回以上)に開催するとともに、新規採用時には必ず研修を実施する。

(業務継続計画の作成)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護等支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、業務継続に係る研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施する。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第20条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施するなど衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護従事者に対し感染症等にかんする基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第21条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとでしよう すること。また体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(秘密の保持)

第22条 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

第23条 管理者は、提供した認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び

家族に説明するものとする。

（損害賠償）

第24条 当該認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

（その他運営についての留意事項）

第25条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
- 2 継続研修 年 2 回以上
- 3 センターは、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調査、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を設備する。
- 4 この規定の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人江寿会とアゼリー江戸川の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

1. この規定は、平成18年4月1日から施行する。
2. 平成20年5月改正
3. 平成24年4月改正
4. 平成26年4月改正
5. 平成27年4月改正
6. 平成27年 8 月改正
7. 令和 2 年 1 月改正
8. 令和 5 年 7 月 1 日改正
9. 令和 8 年 1 月 1 日改正